

公立大学法人青森公立大学人事委員会規程

平成 21 年 4 月 1 日

規程第 11 号

改正 平成 27 年 3 月規程第 2 号

改正 平成 27 年 3 月規程第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人青森公立大学人事委員会の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 公立大学法人青森公立大学定款第 18 条に規定する理事会の議決事項のうち、同条第 6 号に掲げるものについて、あらかじめ問題を整理及び調整するため、理事会の下に公立大学法人青森公立大学人事委員会（以下「人事委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 3 条 人事委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 人事計画案の策定に関する事項
- (2) 職員の任免、評価、昇任、降任、懲戒等人事案の策定に関する事項
- (3) 労使交渉に関する事項
- (4) その他法人の人事労務に関する事項

2 前項第 2 号に掲げる事項のうち、教員の採用及び昇任に係る資格の審査（任期付教員の再任に係る業績審査を含む。）については、業績審査委員会がこれを行う。

(組織)

第 4 条 人事委員会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 理事長
- (2) 学長
- (3) 事務局長
- (4) 教育研究審議会委員の職にある者 1 名**
- (5) 経営審議会委員の職にある者 1 名

2 前項第 4 号及び第 5 号に掲げる委員は、それぞれ当該審議会において選出する。

3 第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる委員の任期は、当該職の任期とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 5 条～第 10 条 (略)

附則 (略)